

公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
令和5年度事業計画書

1 補助金による事業

1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室運営事業

・「生活衛生関係営業経営指導員設置要綱」の第5条に定める資格を有する経営指導員3名体制により、生衛業に関する相談・指導を実施する。

引き続き事務所内に相談室を確保し、相談室の運営に関する処務等一般事務を担当する事務職員1名をおいて、円滑な業務実施を行う。

2) 相談指導顧問設置事業

・生衛業の経営の健全化を図るため、税理士及び社会保険労務士の各1名に顧問業務等を委託し、専門的知識を必要とする相談に対し実践的なアドバイスを行う体制を維持する。

3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業

・生衛業組合員を対象とする特別枠の有利な融資である経営改善資金融資(衛経)の周知と利用促進を図るため、県知事から委嘱された経営特別相談員(特相員)に対し、融資相談・指導の活動を円滑に実施できるよう支援する。

・任期満了となる特相員の更新の手続き、及び特相員の新規養成講習会開催に協力する。

4) 相談支援連絡協議会事業

・各生活衛生同業組合を通じた生活衛生業界、生活衛生営業者に対する支援を円滑に行えるよう、県及び日本政策金融公庫と連携した会議等を開催し、各組合へ情報提供等を行う。

5) 情報化整備事業

・生衛業の振興及び衛生水準の維持向上等を図るため、全国指導センターのネットワークシステムの維持及びホームページの管理等、IT環境の維持整備を行う。

・生衛業の振興及び衛生水準の維持向上等を図るため、全国指導センターのネットワークシステムの維持及びホームページの管理等、IT環境の維持整備を行う。また、申し出のあった組合に対しては、予算の範囲内でホームページ最新の具体的な取り組み相談・支援を行う。

6) 後継者育成支援事業

各組合の後継者確保に関する取り組みとして実施する体験型課外授業(講習)やインターンシップモデル事業等に対し、活動を予算の範囲内で支援を行う。

7) 健康・福祉対策推進等事業

・生衛組合の「共助」を強化し、生衛業の経営維持を図るため、組合加入の促進等の取り組みを支援する。

生衛業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び受動喫煙防止対策等の推進に関する助言・指導及び広報等の支援を行う。

8) 地域活性化連携事業

・各生衛組合が実施する、地域や他団体と連携したイベントに対し、共催・後援等の支援を行い、組合活動の活性化を図る。

9) 消費者等コールセンター事業

消費者から寄せられた生衛業に対する苦情相談に対し、関係する生衛組合と連携して円滑な対応を行う。

2 受託事業

【群馬県、前橋市からの委託事業】

1) 民活型生活衛生向上事業

- ・生活衛生関係営業者が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの向上を図るため、理容業、美容業、クリーニング所、公衆浴場を対象に、群馬県及び前橋市から委嘱された生活衛生アドバイザーによる営業施設の訪問相談・指導を行い、指導内容等を県・保健福祉事務所及び前橋市保健所に報告する。
- ・円滑な事業実施のため、当該アドバイザーの事前研修・会議を開催する。

【群馬県からの委託事業】

2) 生活衛生貸付事務事業

- ・生衛業者が日本政策金融公庫に一般貸付を申し込みする際に必要な添付書類である県知事の推薦書の代替文書として理事長名の推薦書発行に関する一連の事務を行う。

【(公財)全国生活衛生営業指導センターからの委託事業】

3) 生衛業経営特別相談員研修会事業

- ・都道府県が養成し委嘱した生衛業経営特別相談員を対象に、必要とされる知識を習得させる目的とする研修会を開催する。

4) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業

- ・群馬県内70事業所を対象とする所定の調査票に基づく景気動向調査を四半期毎に実施し、全国センターに報告する。

5) 生活衛生関係営業衛生水準確保・向上事業

- ・消費者の安心安全のため生衛業界の基盤強化を図り、衛生水準を確保向上させるための事業として、各組合代表者、行政担当者、金融公庫による「衛生水準の確保・向上推進会議」及び金融公庫と共催して「生活衛生改善貸付協議会」開催する。また、新規開業者に対し組合加入のDMの発送。新規営業許可店を整備し各組合へ情報を提供する。

6) 標準営業約款登録事業

- 理容業、美容業、クリーニング、麺類飲食店、一般飲食店を対象とする標準営業約款の登録について、8月と2月に取りまとめて全国センターへの報告を行う。

7) クリーニング師研修等事業

- クリーニング師の研修会、クリーニング業務従事者講習会を各2回開催する。

8) 受動喫煙防止対策補助金交付事務

- 飲食業者を対象とする受動喫煙防止対策補助金の申請受付及び広報・指導を行う。

9) 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業(令和4年度補正予算事業)

- ・経営支援ニーズの発掘のために各組合が作成する巡回指導計画書の経由事務及び各組合からの支援要請に対して専門家による相談指導を支援する。